

よる駅扱いが不可能となったとき、駅長は列車指令の承認を得て、単独開放でこにより C. T. C. 扱いから駅扱いに開放する。このてこを倒すと、集中制御所の開放でことは、無関係に上下線とも駅扱いに移行できる。この単独開放でこは、みだりに取り扱うことのできないようにするため、各駅の制御盤面上の中

央上部に埋込みとし、その上に透明なふたを設けてあり、そのふたを封印しておくことになっている。なお、このてこを取り扱ったときは、上部に赤色燈が点燈するようになっている。

(江崎 昭)